

訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直し等を求める意見書

介護報酬の改定に当たっては、全ての介護事業者のサービスが安定的に供給されるとともに、介護従事者の賃金水準を改善することによって、生活が安定し、離職が防止されることに配慮がなされなければならない。

しかし、国は令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を引き下げた。これにより、小規模な訪問介護事業所の倒産や人手不足が加速し、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがある。

株式会社東京商工リサーチの調査によれば、令和5年の訪問介護事業者の倒産は67件と過去最多を更新し、倒産や廃業の懸念が増している。また、令和5年度の厚生労働省の調査では訪問介護事業所の36.7%が赤字経営であることも分かっている。そもそも介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられている。特に、移動が必要な訪問介護には、移動時間が介護報酬の対象時間とならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情があり、訪問介護事業所はより厳しい経営を強いられている。

国は、訪問介護の処遇改善加算につき、加算率を高く設定した旨説明しているが、事業所の運営資金につながる基本報酬を引き下げてしまえば、小規模事業者の経営環境がより厳しくなることは明らかである。また、国は処遇改善加算を取りやすくした旨説明しているが、上位の加算の要件は厳格であり、小規模事業者が実際に加算を得ることは困難である。

訪問介護の基本報酬の引下げによって、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きかねない。

よって、国においては、速やかに次の措置を講じることを強く求める。

- 1 訪問介護の基本報酬引下げによる影響について早急に調査し、その結果に基づいて訪問介護事業者に支援金を支給すること。その上で、訪問介護の基本報酬引下げの見直しを含めた介護報酬の期中改定を行うこと。
- 2 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断すること。
- 3 中山間地域等の条件不利地域における訪問介護事業者の経営状況を改善するため、小規模事業所加算の規模要件を大幅に緩和すること。
- 4 処遇改善加算の引上げ及び処遇改善加算が取得できない事業所に対する加算基準を緩和すること。
- 5 訪問介護事業所の経営難の一因である人手不足を解消するため、介護従事者の更なる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

秋田県議会議長 北 林 丈 正

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	石破茂様
財務大臣	加藤勝信様
厚生労働大臣	福岡資麿様